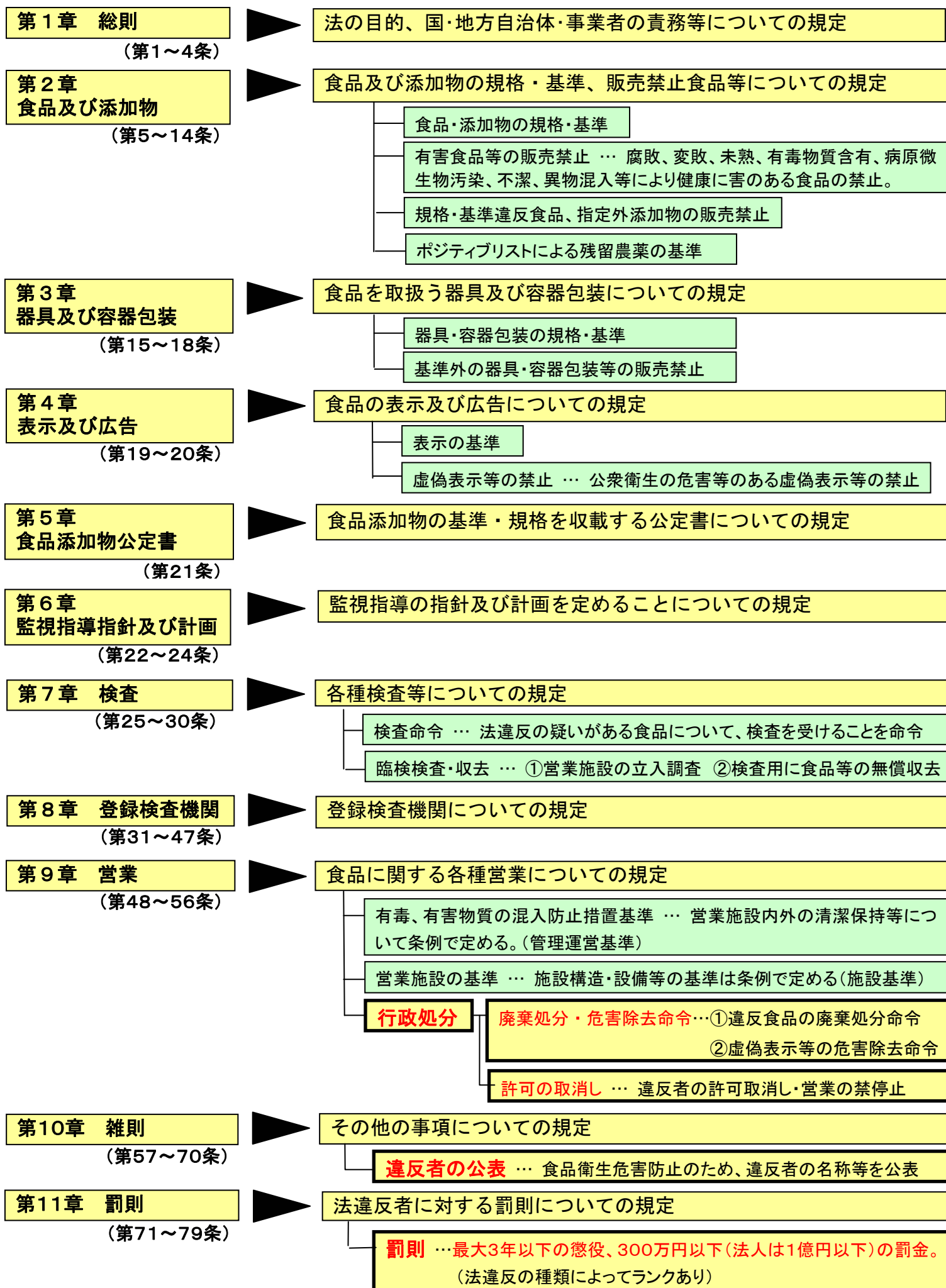


# I 食品衛生法の概要



## II 北海道食品衛生法施行条例

### 第1条 趣旨

### 第2条 公衆衛生上構ずべき措置に関する基準 (管理運営基準)

### 第3条 営業施設の基準

#### ※食品衛生法51条に基づく施設基準

- 施設の位置・構造
- 床、壁、天井、採光及び換気
- 防そ、防虫設備
- 洗浄設備等
- 設備の数、大きさ、構造及び材質
- 移動し難い設備の配置
- 器具の保管設備
- 計器
- 原材料の保管設備
- 給水設備
- 排水設備
- 廃棄物処理及び便所

### 第4条 基準の特例

## III 札幌市食品衛生法施行条例

### 第1条 趣旨

### 第2条 営業者の遵守すべき基準

#### ※食品衛生法50条に基づく管理運営基準

- 管理運営要領及び手順書
- 従事者に係る衛生管理
- 施設の管理
- 食品取扱設備等の管理
- 給水、排水及び廃棄物処理の管理
- 食品等の取り扱い
- 食品の自主検査

### 第3条 手数料

※施設基準については、北海道条例を適用。

※ 道条例第3条(施設基準)及び市条例第2条(管理運営基準)に違反した者は、食品衛生法に基づく行政処分や罰則(施設基準のみ)の対象となる。

## IV 食品安全基本法の概要

### 1 基本理念(第3条～5条)

- ① 国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、必要な措置を実施(第3条)
- ② 食品供給行程の各段階において、安全性を確保(第4条)
- ③ 国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき、必要な措置を実施(第5条)

### 2 関係者の責務・役割(第6条～9条)

#### [国及び地方公共団体の責務](第6～7条)

- ・適切な役割分担の下、食品の安全性の確保に関する施策を策定・実施

#### [食品関連事業者の責務](第8条)

- ・食品の安全性の確保について、第一義的な責任を有することを認識し、必要な措置を適切に実施
- ・正確かつ適切な情報提供に努める
- ・国または地方自治体等が実施する施策に協力

#### [消費者の役割](第9条)

- ・知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明するように努める

### 3 施策策定の基本方針(第11条～21条)

#### リスク分析手法の導入

- リスク評価(食品健康影響評価)の実施
- リスク評価の結果に基づく施策の策定
- リスクコミュニケーションの促進

- 緊急の事態への対処等
- 試験研究の体制整備等

- 関係行政機関の相互の密接な連携

- 国の内外の情報収集等
- 表示制度の適切な運用の確保

措置の実施に関する基本的事項の策定

### 4 食品安全委員会の設置(第22条～38条)



各自治体の「食の安全・安心推進条例」は、食品安全基本法の基本理念にのっとり、具体的な取組内容等を規定したものと位置づけられるのが一般的。